

東浦町名義後援申請取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、各種団体が教育、学術、文化、芸術、スポーツ等に関する事業で公益性又は公共性の高いものを行う場合に東浦町の名義後援を必要とするときの手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

(承認申請)

第2条 東浦町の名義後援を申請しようとする団体は、東浦町名義後援承認申請書(様式第1号)に次の書類を添付して、町長に提出するものとする。

(1) 事業計画書

(2) 予算書

(3) 当該団体の活動内容がわかるもの

2 前項の申請書を受け付けた場合において、審査の結果適当と認めたときは東浦町名義後援承認通知書(様式第2号)を、不適当と認めたときは東浦町名義後援不承認通知書(様式第3号)を当該団体に送付するものとする。

3 前項の規定による審査を行うに当たり東浦町は、次の事業には名義後援しないものとする。

(1) 営利活動、宗教活動又は政治活動の要素を含むと認められる事業

(2) 宗教活動若しくは政治活動を行っている団体が主催する事業又はこれらの団体からの後援、推薦等を受けている事業

(3) 参加者の安全が確保されていない事業

(4) 東浦町の教育文化の発展、地域振興、活性化等に寄与すると認められない事業

(5) 公益性又は公共性が高いと認められない事業

(6) 前各号のほか町長が適当と認めない団体の事業

(申請窓口)

第3条 前条第1項の申請書の東浦町における申請窓口は、当該団体又は事業と最も関連があると考えられる課等とする。ただし、いずれの課等にも関連がないと考えられるときは、名義後援に関する事務を所掌する課(以下「名義後援主管課」という。)とする。

(承認許可の決裁)

第4条 第2条第2項の規定による審査の決裁は、町長決裁とする。ただし、当該事業に対する後援申請が2回目以降の場合で、内容等に変更がないときは、部長専決とする。

- 2 前項の場合において、当該後援に金品の提供依頼があるときは、その旨を記載し、依頼に応じるときは、別途所定の手続きを行うものとする。

(実施報告)

第5条 第2条第2項の許可通知書を受けた団体は、事業終了後30日以内に、東浦町名義後援実施報告書（様式第4号）に次の書類を添付して、町長に提出するものとする。

(1) 写真

(2) 決算書

(3) その他活動内容がわかるもの

- 2 前項の実施報告書の決裁は、部長専決とする。

(教育委員会への事務委任)

第6条 第3条の規定にかかわらず、同一の事業で教育委員会への名義後援申請も同時にする場合は、教育委員会において申請を受け付けるものとする。

- 2 前項の場合において、審査の決裁は、第4条の規定にかかわらず、教育委員会処務規程（昭和54年東浦町教育委員会訓令第1号）第4条の規定によるものとし、町長部局の当該事業若しくは団体に関連のある課又は名義後援主管課に合議をすることとする。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

東浦町名義後援承認申請書

年 月 日

東浦町長

団体名

所在地

団体代表者氏名

電 話

東浦町名義後援申請取扱要綱第2条第1項の規定に基づき、下記の事業について東浦町の名義後援を申請します。

記

- 1 事業の名称
- 2 事業の目的
- 3 実施期日
- 4 実施時間
- 5 実施場所
- 6 参加対象者
- 7 収支予算書
- 8 安全対策
- 9 協賛予定
- 10 他の後援予定団体等

様式第2号（第2条関係）

東浦町名義後援承認通知書

年 月 日

団体名

団体代表者氏名

東浦町長

年 月 日付けで申請のありました名義後援について承認します。

記

- 1 事業の名称
- 2 実施期日
- 3 実施時間
- 4 実施場所
- 5 承認のための条件

様式第3号（第2条関係）

東浦町名義後援不承認通知書

年 月 日

団体名

団体代表者氏名

東浦町長

年 月 日付けで申請のありました名義後援について承認しません。
記

- 1 事業の名称
- 2 実施期日
- 3 実施時間
- 4 実施場所
- 5 理 由

様式第4号（第5条関係）

東浦町名義後援実施報告書

年 月 日

東浦町長

団体名

所在地

団体代表者氏名

電 話

東浦町名義後援申請取扱要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の名称
- 2 事業の目的
- 3 実施期日
- 4 実施時間
- 5 実施場所
- 6 参加者数
- 7 収支決算書
- 8 協賛
- 9 他の後援団体等
- 10 事業の成果